

平成 13 年 3 月 23 日
長崎県公安委員会規則第10号
最終改正 令和 2 年 3 月 27 日

長崎県警察署協議会に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の 2 第 4 項並びに長崎県警察署協議会条例（平成13年長崎県条例第33号）第 3 条第 1 項及び第 6 条の規定に基づき、警察署協議会の議事の手続その他警察署協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 各警察署協議会の委員の定数は、それぞれ別表の委員の定数欄に定めるところによる。

(会議)

第 3 条 警察署協議会の会議は、会長が、警察署長と協議の上、招集する。

2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して警察署協議会の会議の招集を求めることができる。

3 警察署協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 警察署協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、警察署協議会が定める。

附 則

この規則は、平成13年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年長崎県公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成16年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定中「福江」を「五島」に、「有川」を「新上五島」に改める部分は、同年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年長崎県公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年長崎県公安委員会規則第 5 号）

(施行日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(定員の特例)

- 2 各警察署協議会の委員の定数は、別表の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成19年5月31日までの間は、同表に掲げる人員に雲仙については3人、稲佐及び相浦については2人、平戸については1人をそれぞれ加えた人員とする。

附 則 (平成22年長崎県公安委員会規則第2号)

(施行日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(定員の特例)

- 2 江迎警察署協議会の委員の定数は、別表の規定にかかわらず、平成22年4月1日から平成23年5月31日までの間は、同表に掲げる人員に3人を加えた人員とする。

附 則 (平成23年長崎県公安委員会規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年長崎県公安委員会規則第5号)

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年長崎県公安委員会規則第7号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

警 察 署 協 議 会	委員の定数
長崎 浦上 時津 諫早 佐世保	10人
大浦 雲仙 島原 南島原 大村 早岐 五島	7人
西海 川棚 相浦 江迎 松浦 平戸 新上五島 壱岐 対馬南 対馬北	5人